

実 務

捜 査 手 続

発刊のことば

我々捜査員は、ひとたび事件を認知すれば、第一次捜査責任を有する捜査機関の一員として、強制・任意を問わず捜査を遂げ、被疑者を逮捕し、送致している。捜査は都民生活と直接関わるものであるから、都民が真に解決を望む犯罪に指向し、かつ、緻密・適正に行わなければならない。

裁判員裁判制度や被疑者に対する国選弁護人制度の導入など一連の司法制度改革によって、従来にも増して捜査手続の適正さが求められており、かりそめにも法を逸脱した捜査と認定され、無罪判決が下されることがあってはならない。このような状況の下、我々捜査員は、その持ち場で「凡事徹底」を積み重ねているところであるが、事に当たり疑義が生ずることも少なくない。適正な捜査を進めるためには、折に触れて法の定める捜査手続について研鑽^{さん}することが肝要である。

本書は、刑事訴訟法等の関係法令のうち、捜査員として特に重要な事項を中心に解説しているが、単なる刑事訴訟法の教科書とならないように、要所要所に実務的な内容を取り入れており、年代・経験を問わず、捜査員が「捜査手続の手引書」として活用できるよう工夫している。

捜査員の全てが、適正捜査を推進し、不幸にして犯罪の被害にあった都民・国民の思いにこたえ、社会正義を実現するべく、本書を活用することを願ってやまない。

平成25年2月

警視庁刑事部長

吉田尚正

は し が き

刑事総務課が発刊してきた「青表紙」は、捜査実務の手引書として、長い間、多くの捜査員から親しまれており、刑事手続関係のものとしては、平成6年に発刊した「刑事訴訟法の要点(実務30)」、平成12年・13年に発刊した「刑事訴訟法(上・下)(実務34・35)」があるが、いずれも相当期間を経過している。

この間、裁判員裁判制度等、いわゆる司法制度改革の下での刑事訴訟法を中心とした法令改正に伴い、捜査手続は大きく変貌を遂げているが、犯罪捜査のプロとして悪に対し敢然と立ち向かうべき使命を都民・国民から負託されていることに変わるところはなく、我々捜査員には、従前にも増して「緻密かつ適正な捜査」が求められている。それに伴い、当課に捜査手続を巡る第一線からの新たな質疑のほか、青表紙発刊を望む声が数多く寄せられていた。

本書は、この要求にこたえるため、当課発行の刑事資料に連載した「捜査手続」(平成17年6月～平成18年9月)の内容を取捨選択するとともに、その後の法令改正や実務運用の変更内容を織り込んで加筆補正し、「捜査手続(実務36)」として発刊することにしたものである。

適正捜査を推進し、数多くの事件を検挙するために大いに本書を活用されることを願ってやまない。

平成25年2月

警視庁刑事部刑事総務課長

駒村雅仁

捜査手続

目次

第1 接見交通権

1 弁護人の選任	1
(1) 弁護人の意義	1
(2) 弁護人選任権の告知	1
(3) 弁護人選任権者	3
(4) 弁護人選任の方式	4
(5) 弁護人の数	4
2 弁護人及び弁護人となろうとする者との接見交通権	5
(1) 意義	5
(2) 要件等	5
3 捜査機関による接見日時等の指定	7
(1) 意義	7
(2) 捜査のため必要があるとき	8
(3) 指定権者	10
(4) 接見等の指定に関する通知書が発出されている場合の措置 ..	11
(5) 公訴提起後の指定	12

4	弁護人等以外の者との接見交通権	13
(1)	意義	13
(2)	逮捕留置中の被疑者	13
(3)	法令による制限	14
(4)	接見等禁止処分	14
5	事例検討	15
[事例1]	被疑者が、会社の上司を介して弁護人の選任を したい旨を申し立てた場合	15
[事例2]	複数の弁護士に対する通知を希望した場合	16
[事例3]	弁護人選任届を受理した場合の措置要領	17
[事例4]	接見等禁止処分中の被疑者に対し、接見を求め て来署した弁護士の身分確認が取れない場合	18
[事例5]	身柄不拘束の被疑者を取調べ中、弁護人が接見 を申し出た場合	20
[事例6]	逮捕留置中の被疑者に友人が接見を申し出た場合	21
[事例7]	接見室のない仮庁舎に弁護人が接見を求めて来 署した場合	22

第2 告訴・告発・自首

1	告訴	24
(1)	告訴の意義	24
(2)	告訴権者	26
(3)	親告罪の告訴	29
(4)	告訴の取消しと再告訴の禁止	31
(5)	告訴不可分の原則	31
(6)	告訴の手續	33

2	告発	34
(1)	告発の意義	34
(2)	告発の手續・効果	34
3	自首	35
(1)	自首の意義	35
(2)	自首の要件	35
(3)	自首の方式	36
4	司法制度改革による検察審査会の権限強化	37
5	事例検討	37
[事例1]	養子に出した実子を養育している実母が告訴を 申し出た場合	37
[事例2]	成人に達した娘が未成年時に受けた強姦被害に ついて、母親が告訴の意思を申し出た場合	38
[事例3]	犯罪事実等が記載された匿名の投書が郵送され た場合	39
[事例4]	逮捕状が発付されている拳銃使用殺人事件の犯 人が警察署に出頭して拳銃を提出した場合	41

第3 任意捜査

1	任意捜査の意義	43
(1)	任意捜査の原則	43
(2)	任意捜査の種別	43
2	任意同行	44
(1)	任意同行の意義	44
(2)	任意同行の適法性の判断基準	45
(3)	任意同行の問題点	48

3 領置	48
(1) 領置の意義	48
(2) 任意提出物の領置	49
(3) 遺留物の領置	53
4 照会	55
(1) 照会の意義	55
(2) 照会を巡る問題	55
5 写真撮影	58
(1) 写真撮影の意義	58
(2) 相手の承諾なく写真撮影が許容される場合の3要件	58
(3) 具体的状況における写真撮影	59
6 事例検討	61
〔事例1〕 被疑者の所有する自動車内から発見された女性 用下着につき、同人の妻から任意提出を受けるこ との可否	61
〔事例2〕 被疑者の承諾によって、本来は、任意提出権者 に当たらない者から、任意提出を受けることの可 否	62

第4 逮捕

1 通常逮捕	64
(1) 通常逮捕の実質的要件	64
(2) 通常逮捕の形式的要件	66
(3) 軽微犯罪における通常逮捕の制限	71
(4) 通常逮捕の方法	72
(5) 再逮捕	75

2 緊急逮捕	77
(1) 緊急逮捕の実質的要件	77
(2) 緊急逮捕の形式的要件	80
(3) 緊急逮捕の手続	83
(4) 緊急逮捕後、被疑者を釈放した場合と逮捕状の請求	84
(5) 逮捕状の請求を却下された場合の措置	85
3 現行犯逮捕	86
(1) 現行犯人	86
(2) 準現行犯人	90
(3) 軽微犯罪と現行犯逮捕	97
(4) 私人による現行犯逮捕	98
(5) 現行犯逮捕権者	99
(6) 逮捕時の手続	100
(7) 逮捕後の手続	102
4 事例検討	104
〔事例1〕 緊急逮捕対象事件と非対象事件を犯した被疑者 を、両罪で緊急逮捕することの可否	104
〔事例2〕 約2キロメートル離れたところまで逃走した傷 害事件の被疑者が、約30分後に、血の付いたシャ ツを着たまま現場付近に戻ったところを発見した 後に逮捕する場合の逮捕種別	106

第5 被疑者の特定

1 被疑者特定の意義	110
2 通常逮捕状と他の令状における被疑者特定の差異	111
3 通常逮捕状における被疑者特定の程度	112

4 被疑者を特定するための疎明要領	115
(1) 指掌紋	115
(2) 身分証明書等	116
(3) 写真等による面割り	118
(4) 面通し	121
(5) 共犯者の自供	122
5 氏名不詳被疑者の特定事項に関する記載要領	122
(1) 通称名・自称名・通り名、写真の貼付	122
(2) 性別	123
(3) 年齢	123
(4) 身長	124
(5) 肥瘦	124
(6) 頭髪	124
(7) 目・耳・鼻・口・歯	124
(8) ひげ・顔の色・あざ等	125
(9) 創傷痕・入れ墨・その他	126
(10) 風体・一見した様相	126
6 誤認逮捕事例	126
〔事例1〕 写真面割り結果のみに基づいて通常逮捕状を請求し、別人を通常逮捕した事例	126
〔事例2〕 被疑者の自供のみに基づいて通常逮捕状を請求し、別人を通常逮捕した事例	128
〔事例3〕 面通し結果のみに基づいて通常逮捕状を請求し、別人を通常逮捕した事例	128
〔事例4〕 被疑者の供述を過信し、無関係な者を共犯者として通常逮捕した事例	129

第6 逮捕後の手続

1 逮捕後の手続	131
2 引致	132
(1) 引致等の迅速性	133
(2) 引致をする者	139
(3) 引致を受ける者	139
(4) 引致場所～逮捕別の引致先	141
(5) 引致を巡るその他の問題点	152
3 引致後の手続	156
(1) 弁解録取書作成の迅速性	158
(2) 弁解録取書を作成する者	159
(3) 弁解録取書の作成～近時の変更点について	159
(4) 弁護人の選任及び接見の申出を受けた場合の措置	169
(5) 留置要否の判断等	172
(6) 引致後の手続を巡るその他の問題点～外国人・ ^{めいてい} 酩酊者等	177

第7 搜索・差押え

1 搜索・差押えの意義	182
2 令状による搜索・差押え	182
(1) 令状請求の要件	182
(2) 令状の請求手続	186
(3) 令状の執行手続	193
3 令状によらない搜索・差押え	203
(1) 令状による搜索・差押えとの手続上の差異	203
(2) 逮捕するための被疑者の搜索	204

(3) 逮捕の現場における捜索・差押え	204
4 電磁的記録媒体等の差押え	209
(1) 電磁的記録媒体等の差押え	209
(2) 「情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部 を改正する法律」の手続法部分の施行	211
5 関係書類の交付	219
(1) 押収品目録交付書	219
(2) 捜索証明書	220
6 捜索・差押えを巡る種々の問題	221
(1) 再度の捜索・差押え	221
(2) 起訴後の捜索・差押え	221
(3) 被疑者の所在を明らかにすることを目的とする捜索・ 差押え	222
7 事例検討	222
〔事例1〕 留置施設内に存在する被留置者の所持品を差し 押さえる場合における令状提示の相手方、立会人 及び押収品目録交付書を交付する相手方	222
〔事例2〕 立会人が捜索・差押えの途中で、離席したい旨 を申し立てた場合に捜索・差押えを継続すること の可否	224
〔事例3〕 マンションの一室に対する捜索差押許可状を執 行するに当たり、管理者の意思に反して、共用玄 関から廊下等を通行することの可否	225
〔事例4〕 交番へ任意同行後、窃盗被疑者として緊急逮捕 した場合、逮捕場所から約300メートル先の公道 上にある盗難自動車を無令状で捜索・差押えする ことの可否	227

第8 押収物の措置

1 押収物の意義等	230
2 押収物の送致（付）	230
(1) 自署保管	230
(2) 検察庁への保管転換	230
3 押収物の廃棄・換価処分	231
(1) 押収物の廃棄処分	231
(2) 押収物の換価処分	232
4 還付の意義等	234
(1) 還付の意義	234
(2) 留置の必要性の判断基準	234
(3) 還付を受けるべき者	235
(4) 還付手続	236
5 還付先の原則及びその例外	237
(1) 被押収者還付の原則	237
(2) 被押収者還付の原則の例外	238
6 具体的な還付先	239
(1) 無権利者から動産を善意取得した場合	240
(2) 窃盗・強盗・遺失物横領罪の被害品であった場合	240
(3) 詐欺・恐喝罪の被害品であった場合	244
(4) 登記・登録をもって所有権移転の対抗要件とする動産 である場合	245
(5) 有価証券である場合	245
(6) 現金である場合	247
(7) 押収物・被押収者に特別な事情がある場合	248

(8) 按分還付 ^{あん}	249
(9) 協議返還	249
7 仮還付	250
(1) 仮還付の意義	250
(2) 仮還付を受けるべき者	251
(3) 仮還付手続	251
8 所有権放棄	251
(1) 所有権放棄の手続	251
(2) 所有権放棄の適否	252

第9 鑑定と身体検査

1 鑑定嘱託と鑑定処分	253
2 鑑定処分許可状を必要とするか否かの判断基準	253
3 身体検査	255
(1) 鑑定としての身体検査	256
(2) 検証としての身体検査	262
(3) 令状による身体の搜索	264
(4) 身体の拘束を受けている被疑者の身体検査	267
4 事例検討	268
〔事例1〕 分娩 ^{べん} の事実を確認するための令状の種別	268
〔事例2〕 逮捕・勾留中の被疑者と別件払出盗の防犯カメラ画像の男との同一性を確認する場合における令状の種別	269
5 特異事例の紹介	271
〔事例1〕 性別判定を行った事例	271
〔事例2〕 強姦被疑者の陰莖等を検査した事例	272

第10 事件の送致

1 送致の基本	275
(1) 送致の意義	275
(2) 送致の種別～書類送致・身柄送致・送付等	276
(3) 送致の例外～検察官が指定した事件	279
(4) 送致の要否	282
(5) 送致の時期	285
(6) 送致権者	290
(7) 送致先	290
(8) 関連事件の一括送致	291
(9) 送致後の措置～追送・追送致・追送付	295
2 送致をめぐる諸問題Ⅰ～被疑者に応じた送致要領	300
(1) 被疑者死亡の送致要領	300
(2) 被疑者不詳の送致要領	301
(3) 氏名等不詳の送致要領	302
(4) 暴力団員の送致要領	302
(5) 少年事件の送致要領	303
(6) 外国人の送致要領等	310
3 送致をめぐる諸問題Ⅱ～捜査結果に応じた送致要領	315
(1) 犯罪の嫌疑がない場合の送致要領	315
(2) 罪名・犯罪事実が異なる場合等の送致要領	318
4 送致をめぐる諸問題Ⅲ～いわゆる簡易書式例による送致	326
(1) 対象事件	327
(2) 留意事項	333
5 送致の実際～送致書の記載要領等	334
(1) 送致(付)書の記載要領等	334

(2) 送致記録の編綴要領等	359
(3) 関係書類追送書の記載要領等	362
(4) 追送致(付)書の記載要領等	362
(5) 少年事件送致書の記載要領等	364
(6) 送致書(簡易)の記載要領等	364

第11 勾留

1 被疑者の勾留	365
(1) 勾留の意義	365
(2) 勾留の実質的要件	365
(3) 逮捕前置主義	367
2 勾留請求の手続	371
3 勾留の裁判	371
(1) 勾留質問	371
(2) 勾留請求の翌日に勾留質問を行う根拠	372
(3) 勾留請求の却下と被疑者の身柄の取扱い	372
4 勾留期間等	373
(1) 勾留期間	373
(2) 勾留期間の計算方法	375
(3) 余罪捜査の必要性和勾留期間の延長	376
5 勾留の執行停止	376
(1) 執行停止の申立て	376
(2) 執行停止の条件と実務上の運用	377
6 勾留の取消し	378
(1) 勾留の取消請求	378
(2) 検察官の裁量による釈放	379

第12 証拠

1 証拠	381
(1) 証拠の意義	381
(2) 証拠の分類	382
2 証拠の基本原則等	387
(1) 証拠裁判主義	387
(2) 自由心証主義	388
(3) 証拠能力と証明力	390
3 自白の意義等	390
(1) 自白の意義	390
(2) 補強法則	391
4 任意性のない自白(証拠能力のない自白)	395
(1) 強制、拷問又は脅迫による自白	396
(2) 不当に長く抑留又は拘禁された後の自白	397
(3) その他任意にされたものでない疑いのある自白	399
5 伝聞証拠と伝聞法則	406
(1) 伝聞証拠の意義	406
(2) 伝聞法則の意義	407
(3) 伝聞法則の不適用	409
6 伝聞法則の適用とその例外等	410
(1) 伝聞法則の適用を受ける供述代用書面とその例外(一定の要件を充足することにより証拠能力が認められる場合)	411
(2) 伝聞法則の適用を受ける供述代用書面とその例外(無条件で証拠能力が認められる場合)	423

(3) 伝聞供述の場合における伝聞法則の適用とその例外	425
(4) 同意証拠、合意書面、弾劾証拠	426
(5) 伝聞法則の適用を受けない特別手続	429
(6) 供述の任意性に関する調査	430
7 伝聞性が問題となる証拠	430
(1) 機械的記録	430
(2) 謄本・抄本・写し	439
8 伝聞法則の適用を巡る諸問題等	441
(1) 再伝聞	441
(2) 捜査と伝聞証拠の関係	442
(3) 外国において作成された供述調書の証拠能力	442
(4) 実況見分調書の証拠能力が否定された最高裁判例	445

請求対象外

請求対象外

実務(36) 捜査手続

平成27年7月 印刷発行

東京都千代田区霞が関2-1-1

編集兼
発行者 警視庁刑事部刑事総務課

電話 (03) 3581-4321

(内線

印刷所